

引上げ分に係る地方消費税収の使途 ～令和5年度～

消費税率が平成26年4月1日には5%から8%へ、令和元年10月1日には8%から10%へ引上げられたことに伴い、地方消費税交付金も上げられました。

消費税率引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる年金、医療、介護の社会給付や少子化対策といったいわゆる「社会保障4経費」の財源確保にあり、市町村に交付される引上げ分の地方消費税交付金についても「社会保障4経費」やその他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）の経費に充てるものとされています。

本市としましては、地方消費税交付金については、このことを踏まえて、その使途を定めています。

【歳入決算額】 地方消費税交付金 6,121,951千円
(うち社会保障財源分) 3,272,149千円

【充当事業】 地方消費税交付金は一般財源扱いであるため、決算関連資料では事業への充当は行っていませんが、次の事業に充当し、生じた余剰一般財源を他の事業に回しているものと整理をしています。

(単位：千円)

分野	事業名	決算額	財源内訳				
			国県 支出金	地方 債	その他	一般財源	
						社会保障 財源充当分	一般財源分
社会福祉	老人福祉施設入所委託事業	180,684			25,669	29,243	125,772
	障がい者福祉対策事業	1,340,185	898,837		1,913	217,566	221,869
	保育所運営費等扶助事業	5,707,838	3,856,566		428,143	923,806	499,323
	生活保護法に基づく扶助事業	6,904,412	5,303,098		70,398	1,117,469	413,447
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	3,352,530	197,932			542,602	2,611,996
	国民健康保険事業特別会計繰出金	2,098,487	1,005,415			339,637	753,435
保健衛生	母子保健事業	314,829	94,838		1,190	57,329	161,472
	健康増進事業	274,930	16,372		1,152	44,497	212,909

計 3,272,149